

## 千葉県柏市で発生した傷害致死容疑事案に対する声明

令和8年（2026年）2月に発覚した、千葉県柏市にある障害者グループホーム「プロスペリテ柏南逆井」（以下「プロスペリテ」という。）における傷害致死容疑事案について、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）として声明を発表いたします。

本事案については、グループホームに入居していた19歳の男性（以下、Aさん）が亡くなっています。まず何より、お亡くなりになったAさんのご冥福をお祈り申し上げます。

新聞等の報道によると、本事案はプロスペリテ運営会社の代表であり職員でもあった根本 康基 容疑者が、令和7（2025）年3月16日から17日にかけて、Aさんに対して殴る蹴るの暴行を加え、呼吸不全と多量出血で死亡させた疑いで逮捕されたものです。

さらに、19日には根本容疑者の妻がグループホームの床に付着した血痕を拭き取るように別の元職員に依頼した証拠隠滅教唆の疑いで逮捕されたほか、その依頼を受けた元職員は血痕を拭き取った証拠隠滅の疑いだけでなく、17日には柏警察署に対して電話で「Aさんが階段から転落した」と虚偽の報告をした犯人隠避の疑いで逮捕されています。いずれも許しがたい障害者虐待であり、犯罪行為です。

暮らしの基盤となるグループホームで傷害致死事案が発生したことは、本会としても大きなショックを受けています。知的障害のある本人からも「とても不安で眠れない」と訴える声が寄せられています。当然の不安です。

加えて、新聞報道によれば、根本容疑者は犯行後に上記の隠ぺい工作を図っていただけでなく、隣の茨城県で新たなグループホームの設置認可を受け、自らも職員として現場に入っていたことが分かっています。警察としては、約1年間の慎重な捜査を経て逮捕に踏み切ったのだと思われませんが、結果的に捜査の時間的な隙を突かれてしまった感はあります。入居者死亡事案の当事者であったとしても、場所を変えれば同じグループホームの設置が認可されてしまうのだとすれば、制度の不備を痛感せざるを得ません。

常識的に考えて、自らの支援が原因で入居者を死亡させたとしたら、深い反省と支援の振り返りをするにはあっても、場所を変えて同じサービスを実施しようとは思わないでしょう。傷害致死容疑があるなら、なおさらです。しかし、根本容疑者は何の躊躇も自制もなく別の場所でグループホームの設置認可を申請しています。残念ながら、性善説だけでは今回のような被害を防ぎ切れないことが強く示唆されます。

こうしたことを踏まえ、プロスペリテのような痛ましい事案が起きないようにするため、本会として次の3点を早急に制度化することを提言します。

### (1) 事業所の指定方法を抜本的に見直す

まず、今回のような「支援」とも呼べないような対応をする事業所を少しでも早く発見し、必要な指導へ結び付けたり、改善が見込めない場合には認可を取り消したりするために、事業所の指定方法を抜本的に見直すことを提言します。

現在、障害福祉サービス事業所の指定有効期間は6年となっており、多くのケースで都道府県が所在市区町村の意見を聞くことなく指定認可を行うので、必然的に書面審査が中心となります。つまり、書類審査で新規指定を受けると、事業所の指定という意味では6年間チェックが入らないこととなります。

これを抜本的に改め、初回に限って事業所指定の有効期間を2年とし、最初の指定更新前には必ず事業所所在市区町村の意見を聞いた上で、総合的に更新の可否を判断する仕組みとしてはどうでしょうか。地元の市区町村から意見をもらうことで、新規開設から1～2年の間で問題が起きていないか、行政主催の集団指導や障害者虐待防止研修などへ参加しているかといった情報を都道府県へ届けられます。都道府県が事業所指定基準と合わせ、市区町村からの情報も総合して更新の可否を判断する仕組みとすることで、実態に即した指定となるだけでなく、市区町村の役割も明確化することが期待されます。

### (2) 暴行等の犯罪歴や取調べ状況の確認

今回の事案を踏まえると、少なくとも初回の事業所指定申請時には法人幹部や配置予定の職員が暴行等の犯罪歴を有していないか、あるいは警察、検察の取調べを受けていないかを確認する仕組みも必要ではないでしょうか。現在も、暴力団との関係を有していないことを申告する制度がありますので、まずはこの方式を援用することも考えられます。もちろん、本会として罪を犯した人が福祉の仕事へ復帰すること自体は否定するものではありませんし、疑わしきを排除すべきと考えているわけでもありません。しかし、今回のような事案が起きてしまった以上、安全面の確保に軸足を置いた取組みも必要ではないでしょうか。

### (3) 通報時対応の見直し

新聞報道などからは、根本容疑者たちが虚偽の報告をし、警察が捜査していたという背景はありますが、障害者虐待防止法に基づく対応が十分になされていたか、見えない部分があります。もちろん、市区町村に犯罪捜査権はないですから、警察の捜査に配慮するのは当然です。また、障害者虐待への対応という特性上、公表できない動きもあったのだろうと推測されます。しかし、警察の捜査が及んでいるということは、支援の質に重大な疑念が生じていることが確実なのですから、たとえば虐待認定の判断は保留したとしても都道府県には報告する、当該事業所から事業廃止届が提出され

でも捜査段階であることを理由に受理を保留するといった運用ができるように制度を見直す必要があります。もちろん、そうした情報は厚生労働省を通じて全国の事業所指定権者と共有し、新規事業所指定の審査に際して考慮すべき事項とすることも重要です。

こうした取組みを進めても、問題のある事業者の事業指定等を完全には防止できないかもしれません。しかし、打てる手は何でも打ち、少しでもリスクを減らす努力は不可欠です。それこそが、亡くなったAさんの無念を晴らすことにつながると考えます。本会としても、こうした運用の改善を粘り強く働きかけてまいります。

令和8年（2026年）2月18日  
一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会  
会 長 佐々木 桃子